

一般社団法人日本循環器学会チーム医療委員会内規

平成20年 1月25日制定

平成22年10月22日改定

平成25年 6月14日改定

(設 置)

第1条 定款第36条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会チーム医療委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、本会におけるコメディカルとの関わり方の検討および、コメディカル関係の諸学会との連絡調整を行う。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名及び幹事を以て組織する。

(委 員)

第4条 委員長は理事とし、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。

- 委員は、委員長が指名し、代表理事が委嘱する。
- 幹事は、委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
- 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
- 委員長、委員及び幹事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

- 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
- 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
- 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
- 幹事は、委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。
- 本委員会は第2条の目的を達成するために、若干名の部会を組織し、部会長及び委員を置くことができる。

(業 務)

第6条 本委員会の業務対象は、本会におけるコメディカルの位置付けの検討および、コメディカル関係学会との連絡調整とする。

- 関係諸学会からの依頼に応じて、本委員会において代表の派遣などを選考する。
- 委員は、関係諸学会への渉外を担当し、外部機関の要請に応じてこれらが主催する会議等に本学会の代表として出席する。
- コメディカル賞を設置し、優秀演題を顕彰する。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(報 告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成20年1月25日より施行する。

附記 第5条 - 6.により理事会で承認されているチーム医療委員会の部会は次のとおりである。

(1) チーム医療委員会プログラム部会